

会議顛末書

						記 録 者	根本侑夏			
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 補	長 佐	主 係	査 長	グ ル ー プ 員
件 名	令和7年度第3回市民協働推進委員会									
年 月 日	令和8年1月13日(火)									
時 間	午前10時から正午まで									
場 所	全員協議会室									
出 席 者	<p>【委員】</p> <p>委員長:福井 一喜</p> <p>委員:松田 百合子、中舘 修希、島村 宏之、深澤 幸子、 小林 克己、吉田 恵、坂野 翔</p> <p>【事務局】</p> <p>市民経済部次長 服部 淳</p> <p>地域づくり推進課長 広瀬 雅巳</p> <p>課長補佐 鎌田 裕滋</p> <p>主事 上野 陽兵</p> <p>記録者</p>						傍 聴 人 数	0 人		
議 題	<p>(1)まちづくりポイント制度について (報告事項)</p> <p>①ポイント対象となる活動の対象変更について</p> <p>②市内一斉清掃「わがまちクリーン大作戦」のポイント獲得方法の変更について</p> <p>(2)市民活動サポート補助金について</p>									
情 報 公 開	公 開	非公開(一部非公開を含む)とする理由				(龍ヶ崎市情報公開条例 第9条 号該当)				
		公開が可能となる時期 (可能な範囲で記入)				年 月 日				

【発言者】	【要 旨】
事務局	(1)まちづくりポイント制度の見直し 配布資料について説明
深澤委員	<p>デジタルデバイスへのフォローに関し、スマートフォンを所有しない市民に対しても適切な支援を行い、「誰一人取り残さない」サービス提供体制を構築することを最優先とする方針は、制度の公平性を確保する上で非常に評価できる。高齢者は機械操作への対応が難しく、資料をデータで受領しても内容を確認できず、結局窓口まで足を運んでいるのが実情である。一生懸命覚えようとしても、少し仕様が変わるだけで分からなくなってしまう。こうした市民の実態を反映した体制を、ぜひ構築していただきたい。</p> <p>また、資料にある「NPO 法人・ボランティア団体が主催する環境美化・防災・防犯・ボランティア活動」とは、具体的にどのような活動を指すのか伺いたい。</p>
事務局	<p>対象活動としては、コミュニティ協議会が主催する花壇の清掃や里親団体の活動、防災訓練などを想定している。市や住民自治組織が主催する活動もこれに含まれる。各団体の活動がポイント対象となるかは個別に審査するが、幅広い団体からの申請を募りたいと考えている。防犯活動についても、コミュニティ協議会や各種団体の活動を対象に含める方針である。</p>
深澤委員	<p>団体の事前登録とは、団体から申請書を提出してもらうということか。また、団体向けの専用フォーマットは用意されているのか。</p>
事務局	<p>その通りである。従来も各団体から申請をいただいていたが、デジタル化に伴い、ポイント付与は個人を対象とする。そのため、団体や自治会が直接介在する場面は減少する傾向にあるが、活動の対象登録については引き続き団体から申請いただく形となる。アナログ的な要素も残しつつ、各団体や市民向けの説明会を通じて、事前登録についても詳細に説明していく。なお、申請については専用のフォーマットを用意する。</p>
事務局	<p>補足すると、申請いただいた団体には事務局から二次元コードを発行する。運用としては、団体の代表者に二次元コードをお渡しし、活動当日や期間に応じて、参加者が自身のスマートフォンで読み込む方法をとる。ただし、市内一斉清掃については、スマートフォンのみで完結する運用を予定している。</p>
島村委員	<p>ポイント対象活動が現状維持となったことは大変喜ばしい。以前、コミュニティ協議会の防犯パトロールが対象になるか質問した際は「検討中」との回答であったが、継続して対象となるとのことで安心した。</p>
吉田委員	<p>具体的な運用面で危惧している点が2点ある。1点目は、制度の認知度と不正申請についてである。市内一斉清掃以外のボランティア活動でもポイントが付与されることは、まだ十分に知られていない。また、スマートフォンを使いこなす若い世代が、現場に行かずにポイントだけを取得する「なりすまし申請」が起きる懸念がある。</p>

	<p>2点目は、ボランティアに関心が向きやすい40代以降の世代への周知である。市ホームページは閲覧者が限られるため、周知は一度きりでなく、定期的に目につく場所で行うべきだ。市役所の待合スペースや駅、さらには飲食店の各テーブルにパウチされた案内を置くなど、日常生活の中で目に触れる工夫をしてはどうか。</p>
事務局	<p>周知については、広報紙、ホームページ、SNSに加え、5月の住民自治組織の総会や各団体への個別説明など、アナログ・デジタルの両面で段階的に実施していく。飲食店への掲示や市役所のデジタルサイネージの活用についても、効果を検証しながら検討したい。</p> <p>また、不正防止策については、二次元コードに読み取り期限を設定するほか、LINE IDによる個人識別を行う。想定外のポイント獲得状況が確認された場合は、本人へのヒアリングを行うなどの抑止機能を設ける。スマートフォンを利用できない方については、現行のポイント手帳を流用し、活動報告に基づいて窓口でスタンプを押印する運用とする。</p>
吉田委員	<p>飲食店の各テーブルにポップを置くことは、家族連れなどで話題に上るきっかけとなり、非常に効果的だと考える。また、窓口でのスタンプ押印については、数ヶ月分をまとめて申請しに来た際の承認基準をどう設定するのか。</p>
事務局	<p>飲食店への掲示については、実証実験を含め前向きに検討する。窓口での承認については、年度事業であることを踏まえ、半年単位など幅を持たせた運用を検討したい。活動実態を把握しやすいチェックリスト形式の導入など、運用の細部をさらに整理していく。</p>
深澤委員	<p>高齢者はホームページに辿り着くことが難しいため、長寿大学や地域の長寿会など、直接話を聞く機会がある場所での周知が最も確実である。「活動すれば2,000円分もらえる」といった分かりやすい表現で伝えていただきたい。</p>
事務局	<p>ご提案の通り、商工会を通じた店舗への掲示や、高齢者が集まる場所での直接的な説明を重視したい。まずは「制度があること」を広く知っていただく段階から取り組む。</p>
吉田委員	<p>回覧板での周知も重要である。一読して理解できるよう、難しい言葉を排除し、図解を用いるなど、直感的にメリットが伝わる工夫をお願いしたい。</p>
福井委員長	<p>周知については、頂いた意見を反映し柔軟に対応いただきたい。制度の中身について、他に確認事項はあるか。</p>
松田委員	<p>スマートフォン非利用者の参加証明方法と、旧制度で蓄積されたポイントの扱いについて確認したい。</p>
事務局	<p>参加証明については、写真提出などはハードルが高いため、窓口での聞き取りや簡易的なフォーマットへの記入など、無理のない方法を整理する。旧ポイントについては、1枚50円分を50ポイントとして、新しいLINEシステムへ移行・合算できるよう対応する。</p>
中館委員	<p>対象活動が現状維持となったことは、利用者の減少を防ぐ意味で評価できる。不正対策</p>

	<p>をシステムで完全解決しようとするれば多大なコストを要するため、現時点での全体最適としての判断は理解できる。将来的には、観光や防犯アプリとの統合を見据え、費用対効果を勘案した上で GPS 活用等の検討も視野に入れていただきたい。</p>
小林委員	<p>1点目はポイントの不正獲得についてだが、対策コストをかけるよりも、まずは制度の構築を優先すべきである。道徳心の低下という懸念はあるが、申請者の良心に期待する視点も重要だ。これは日本全体の課題でもある。</p> <p>2点目は周知について、従来の手法を脱却し、時代のニーズに即した改善を継続してほしい。最後に、仮称である「My りゅうポイント倶楽部」という名称の意図を伺いたい。</p>
事務局	<p>市のマスコットキャラクター「まいりゅう」と、「私の(My)龍ヶ崎」という言葉をかけている。市民の皆様に親しみと愛着を持っていただきたいという思いで命名した。</p>
坂野委員	<p>若い世代の視点では、この制度自体の認知度が極めて低い。制度が改善されたことは理解できるが、若者がボランティア活動に参加したくなるような、より具体的な魅力や効果の発信が必要である。</p>
福井委員長	<p>本制度は時間をかけて議論してきた。市民全体が参加できるよう、今後も柔軟に運用いただきたい。</p>
事務局	<p>(2)市民活動サポート補助金の見直し 資料に基づき制度説明</p>
島村委員	<p>②市民活動活性化補助はジャンプアップ支援の内容を継続するようなイメージか。とすると、ジャンプアップ支援の補助率は1回目が10分の9、2回目は10分の8であったが、新制度では補助率が2分の1と半分持ち出しになる。補助率を下げることで利用する市民団体の減少を非常に危惧する。</p>
事務局	<p>新制度における補助率は、市民団体の主体性・自立性を促すため、市が制定する補助金のガイドラインのもと設計。このガイドラインでは、補助率は対象経費の原則として2分の1と制度設計されている。補助率は大きく減少するが、一方で、対象事業については従来の制度以上のフォローアップを考えていきたい。</p> <p>また、同一団体の同一事業に対する補助は1回までだが、同じ団体でも方向性の違う事業であれば補助適用になるとか、別の視点から補助の対象として適用できるよう考えている。②活性化補助はジャンプアップ支援の継続のような趣旨ではあるが、現制度でフォローしきれっていなかった部分を取り込んでいく。補助率の変更点は検討していきたい。</p>
島村委員	<p>ガイドラインによる補助率2分の1という方針は市全体で確定なのか。</p>
事務局	<p>その通り。</p>

島村委員	<p>国の補助金では2分の1というのは常識だが、市民協働事業という観点で10分の9という手厚い補助で長年やってきた。一気に50%まで下げること、利用する市民団体がゼロになると非常に心配。原則なので全て2分の1ではないと思うが、市民活動を支援、活性化するのであれば、補助率は下げないほうがいい。</p>
吉田委員	<p>小学校の閉校や統合など収縮化しており、賑わいの創出が必要な時に、上限額が20万円に下げる必要があるのか。市の各種ワークショップ等においても、「今後も住み続けたい龍ヶ崎にするためには」という内容でやってる中、にぎわいのための施策をなぜ制限するのか。最初に投資をして次第に大きくなっていくのが事業拡大のやり方。龍ヶ崎がにぎわう前の段階で制限する必要はない。</p> <p>もう一点、①も②の「団体」とは、何人以上の団体か。</p>
事務局	<p>本日のご意見を受けとめ、関係部署等へ共有し話し合いを進めていく。</p> <p>また、団体とは、現行はスタートダッシュ支援が3人以上、ジャンプアップ支援が5人以上だが、新制度では少なくとも2人以上で設定したい。</p>
事務局	<p>里親活動などは自立が難しく、継続的な補助が必要だと思う。ジャンプアップ支援や新しく創設する市民協働活性化補助は、基本的にすでに活動している団体のさらなる発展やにぎわい等を自主的にやっていただく団体が対象。しかし、10分の9や10分の8という高い補助率を続けた場合、補助金ありきの団体運営や活動となってしまう部分がある。</p> <p>先述のまちづくりポイント制度による活動参加へのポイント付与など、他のサポートとの兼ね合いも見つついろいろな形でバックアップしていきたい。団体の自助努力を促すため補助率2分の1を設定しているが、収益のない美化活動等に関してはまた今後考えていく。</p> <p>補助額については限られた予算での運用であり、補助金活用団体の枠を多く取れるように上限20万円とし、枠を広げた。</p> <p>また、これまではスタートダッシュ支援のみ適用だった設立2年未満の団体も、新制度では上限20万円の活性化補助を使えるというように枠の拡大を考えている。</p>
松田委員	<p>②市民活動活性化補助は「地域活性化」や「まちなにぎわい創出」となっており、現行では地域課題や社会的課題を解決する事業が対象のためそこに新旧の違いがある。今後は地域課題の解決等の活動は対象外になのか。</p> <p>また、にぎわい創出において1回だけの補助でにぎわいが発生するのか。</p>
事務局	<p>地域課題・社会的課題を解決している団体はそのまま該当とし、新たににぎわい創出等のイベントを行う活動も対象とする。もちろん規約の制定などの団体としての要件はある。新たな活動も加え、高齢者や子供たちのために活動している団体も基本的には対象としていく。</p> <p>しかし、1回の補助でにぎわいが創出されるのかというご意見は確かにその通り。同一団体の同一事業については基本1回だが、開催場所や目的・内容の追加などに変化があり、前回と違う事業と判断できたものは2年目も同じように補助対象とする。前回からの変更点を判断できる項目を設け、補助対象の可否を判断し対応していきたい。何でもかんでも補助対象とはいかないので、基準や制限は設けさせていただく。</p>

吉田委員	<p>これだけの制限に加え、さらに同一事業に対する補助を1回と制限する必要性があるのか。イベントの開催には協賛募集や参加の声掛けなどのいろいろな労力があるなか、2分の1の補助率で活用する団体があるのか疑問。</p> <p>また、手厚い補助を行う近隣市町村への流出というようにチャンスを逃しかねない。団体に依頼してでも龍ヶ崎市でイベントを開催してもらい、労働の対価として補助金を交付するのは当然。交通の便や人が集まる仕組みができていいるなど、そういった魅力が何もないなか、さらに制限してこのまちの魅力を伝えるのは難しい。</p>
島村委員	<p>かつての市民協働提案事業のフォローは3年、現在のジャンプアップ支援は2年、今回は1回という制限に違和感。まちの活性化のために市民団体を応援するというので、少なくとも現行同様の2年は継続を望む。</p> <p>また、利用団体の減少が課題となり新制度を提案されているが、補助率が大幅に減ったことで利用する市民団体が増えるとは到底考えられない。</p>
事務局	<p>補助回数的には減っているが、様々勘案する中での制度設計である。市民目線で課題や整理すべき点があるという意見をいただき、改めて検討を深めて参りたい。</p>
坂野委員	<p>活動ごとに補助率を柔軟に設定するという運用が良い。例えば1年目は80%にして、2年目以降は少しずつ下げていくよう段階的にし、補助に頼らない運用もできるのではないのか。</p>
松田委員	<p>補助率2分の1というのは申請しにくい。市民の大事な税金であり、残り半分は自力で捻出できる力のある団体に補助金を使って欲しいという意図を読み取れる。補助率2分の1という他市町村はあるし、確かに先ほど意見があったように資金集めは大変。会員からの会費徴収や、その他の団体に補助、提供してもらうなどの基盤の整っている団体にそういう活動をしてもらう。</p> <p>補助率が高くなると行政のお金をあてにする団体も出てくるため、活動内容の充実化と申請件数の増加のどちらを重視するのか。そういう意味では中間をとり、段階的に補助率を下げていく方法もある。</p>
事務局	<p>ポイント制度等も活用して市民活動への参加者増を狙うなど応援したい。今のサポート補助金においては、自立に向かっていただくため補助は2年間。新制度においても、同一団体同一事業という全く同じ活動については1回としているが、実施場所や内容を確認させていただき、継続した支援ができるようにと考えている。</p> <p>市として事業を応援したいのか、申請団体を増やしたいのかはもう少し整理していく。また、基準なくどんな活動も補助対象とはできないため、基準を明確にさせていただく。</p>
福井委員長	<p>①継続補助と②活性化補助を同一団体が同一年度に申請することは難しいのか。</p>
事務局	<p>①と②の同時申請は考えていない。継続補助はなるべく資金が集められないような小規模団体の運営支援を対象と想定。今までスタートダッシュやジャンプアップを使って事業を</p>

<p>福井委員長</p>	<p>実施した団体については、活性化補助への適用を考えて検討しているところ。 しかし、対象の活動や事業についてはもう少し検討させていただきたい。</p> <p>①継続補助の補助回数は「制限なし」という部分が非常に大きな変化。どういう団体を想定するかだが、毎年運営費として5万円は入ってくるという前提で運営が可能になり、現行とは全く変わった会計の作り方になってくる。しかし、イベント開催のため②活性化補助を申請した場合は、①継続補助の申請ができないことになってしまう。</p> <p>そもそも、①の支援がないと運営できないような団体に補助金を出すのかという問題もあるが、現行制度と比較して補助額が減るという点だけでなく、補助回数が制限なしになることで実際の団体のお金のまわし方がかなり変わってくると思う。</p>
<p>深澤委員</p>	<p>一気に下げるのではなく、補助率をもう少し考え直すことはどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>サポート補助金の申請団体数が少ないという点は市の周知不足等もあるが、今後は数多くの団体に申請いただき活用いただきたいと思っている。</p> <p>たとえ全額補助をもらったとしても、人集めや時間、人員の問題でイベントの開催が難しく申請件数が伸びてないことも考えられる。これに加え補助率が2分の1となるとさらに減少の可能性はあると思う。</p> <p>現在は地域課題や社会的課題という制限をしている活動内容を、にぎわい創出などに幅を広げることを考えており、それによる申請件数の変化は読めない部分ではある。</p> <p>しかし、いろいろな市民活動を対象とし、龍ヶ崎のにぎわい創出を支援できればと考えている。</p>
<p>小林委員</p>	<p>率直に、なぜ制度を見直すのかという理由が足りない。例えば、予算枠がこれしかないものでこれに合わせて制度を見直すという理由、事業数を増やすために見直すという理由など、しっかり説明して委員や市民の皆さんにも分かってもらう必要がある。</p> <p>予算については担当課だけで決められる問題ではないのは分かる。ただ、少なくともこの委員の中だけでも、見直しの理由をしっかりと説明すべき。お互いにオブラートに包まれたような議論をしていて本当の議論はできていない。</p> <p>限られた予算の中でどれだけ有効に使っていくか、どれだけ効果を上げられるかが全国的な課題であるが、新制度を創設するには理由を述べない理解されない。市民目線か行政目線かの視点を押さえ、財政部署と調整が必要。限られた税金の中でたくさん出せないのも分かるが、改正する理由ははっきり言ってもらわないと進まない。</p>
<p>事務局</p>	<p>市の財政は非常に厳しい状況であり、そのようななか令和6年5月に補助金見直しのガイドラインが策定。ここには、補助事業は3年間として内容をよく見直すことと記載がある。市の財政が非常に厳しい中でも、やはり市民活動は支えていくべきものとして、今回の補助率2分の1が適切との判断に至っている。</p> <p>この2分の1というベースには、各団体が自らの責任においてその意思を持って活動いただくということがあり、補助金のみで成り立つ事業は継続性がない。市民の主体性、自立性、これを前提とした事業に我々はサポートしていく。補助金等の支援がないとチャンスを逃してしまうというのはよく分かるがご理解いただきたい。</p>

<p>吉田委員</p>	<p>例えば、飲食店においても経営が厳しいからとサービスを減らして逃れてはお客さんは他店へ流れてしまう。厳しい中でも経営を続けていく必要がある。同様に、まちのにぎわいがなくなり龍ヶ崎で遊ぶところがなければ他市町村へ流出してしまう。龍ヶ崎で充実した生活を送らせてあげたいと思うなら本当に市を変えていかなければいけない。</p> <p>もう1点、起業する人はこの事業が成り立つのか、儲けられるのかななどを緻密に計算し、儲けや売名という名目のもとに事業を行う。資金がなければイベント自体が立ち上がらないので、市役所側から手を差し伸べて支援すべき。</p>
<p>事務局</p>	<p>あくまでこの制度の対象は市民活動が大前提であり、市民活動の一端でまちのにぎわい創出やイベント開催が補助対象となる。現制度における申請の伸び悩み等の様々な課題があるなか見直しに至った。また、市全体で補助制度の見直しということで、このサポート補助金自体を継続できるわけではなく、使いやすいよう見直しを考えている。今回提案した補助率等については厳しいという意見は確かに受け止めるが、補助金ありきの活動になってしまうのは芳しくない。活動のきっかけづくりとしてサポートしていきたいと考えており、補助金のあり方についてはもう少し考えていかなければならない。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>この制度をどうするかは市役所の権限でしかない。上の立場の人による決定、ガイドラインで設定されている、という理由ではなく、市役所側がどういう市にしていきたいのか、そのためにどこまでできるのかが重要。それがガイドラインに沿っていなければ協議する必要がある、それをできるのは権限がある市役所の人たちしかいない。</p>
<p>中館委員</p>	<p>前職の関係で営利側の感覚もあり、どちらの気持ちもわかる。今回の議論は補助率が下がるというインパクトが大きく前面に出ていて、毎年補助金がもらえるという継続補助の印象がかき消されている状況。</p> <p>どれぐらい予算が必要でどのくらい不足なのかという具体的な数字を見たことがなく、資金が足りないと言われても、市民活動する方は年間何人で、概ね他の団体がどれぐらい足りないのか実態が分からない状態での議論。そのため、10分の9が適正なのか、10分の8はどうか、10分の5が適正なのかも分からない。補助が半分とか継続性というその言葉だけの議論になっており、次の移行の話で改善できる方を探る必要がある。</p> <p>また、継続補助は「法人を除く」とは営利法人を除外するための意味だと思うが、企業にはCSRという企業の社会的責任という言葉がある。例えば、法人が少額の資金を支援するなり、ボランティアで人的な支援を行うなどがある。</p> <p>各団体は市の補助金以外の他の調達手段を考える方法がある。その手段の一つとして、例えば法人を活用すること。会社にとっても市民活動の支援をアピールすることで会社のイメージアップにもなるので、そういう持って行き方もある。</p> <p>また、他の収入がある場合はその分を差し引いて補助という運用。もともと資金が足りないという議論してるなか、他の収入を差し引くとすると、企業がCSRといった観点から支援をしたくても、差引きされることを考えて支援しにくくなることも想定されるので、考え方を整理できるといい。その団体がどれぐらい資金に困っているのか、どれぐらいの団体を集めたいのか、そして、新しい資金の獲得方法等をご検討いただきたい。</p>

福井委員長	そろそろも時間となり、今年度の委員会は今回が最後の予定だが、どうしますか。
事務局	<p>サポート補助金は来年度4月から開始したいが時期も踏まえて検討する。また他にも意見があればご連絡いただきたい。</p> <p>①継続補助についてはばらまきになるという意見もあるため、他の関係課とも協議し今後も引き続き検討させていただく。②活性化補助については補助率や上限額を改めて検討させていただく。</p>
島村委員	<p>市民協働提案制度から始まったこの委員会は、市民活動を通じてまちを活性化しようという趣旨。本日の委員会で意見がまとまっていないため、この状態での制度開始は委員会軽視であり、存続意味がなくなる。委員会での議論を継続させていただき、皆さんが納得する形で進めていただきたい。</p>
福井委員長	<p>もう一回の開催も含めて検討させていただきたい。以上で本日予定した理事は終了。</p>

要措置事項	次回の委員会開催有無を検討し、委員へ通知する。		
情報公開	公開	非公開(一部非公開を含む)とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)
		公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年 月 日

※ この様式は、会議顛末書その他、報告書(人事担当部署に提出する研修報告書は除く。)、交渉記録簿、打合せ顛末書等に適宜表題を変更して使用します。

	<p>上記については、令和8年1月13日に開催した令和7年度第3回龍ヶ崎市市民協働推進委員会の会議録に相違ない事を確認したので署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">会議録署名人 _____</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------